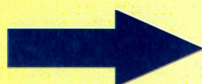


令和8年9月1日道路交通法改正

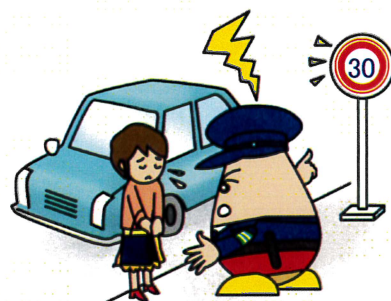
「生活道路」における自動車の「法定速度」が



60km/h



30km/h



に引き下げられました。

○ 「生活道路」とは

地域住民の日常生活のために主に使われる、中央線などのない比較的狭い道路のことです。

※ 要するに、中央線がなく住宅街や通学路、抜け道として普段から使っている道路です。



○ なぜ30km/hなのか？

歩行者と自動車の事故における自動車の速度と死亡事故の関係は、自動車の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に高まることが明らかだからです。

檜葉町内の生活道路を参考にすると



- 中央線がない道路ですが、40km/hの標識があるので、この道路は標識に従って

40km/h

走行となるんだよ。



- 中央線がない道路で、標識の規制がない、このような道路が

30km/h

走行の対象となるんだよ。

